

上越市社会福祉協議会行動計画（第4回）

職員がその能力を発揮し、仕事と家庭の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間（4回目）

平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間

2 計画内容

目標1：計画期間中に職員の育児休業取得率を次の水準とする。

男性職員…計画期間中に1人以上取得する。

女性職員…取得率90%以上とする。

<対策>

- ・平成27年4月～ 産前産後休暇や育児休業、育児休業給付、産休・育休中の社会保険料免除などの制度に関するパンフレット等を作成する。
- ・平成27年10月～ 作成した制度に関するパンフレット等を職員に周知する。
また、特に男性職員の配偶者が出産する場合、制度に関する情報を個別に周知する。